

学校派遣講師 募集

教育ボランティアで社会貢献をしませんか！

公益社団法人日本建築積算協会

2009年度より、当協会ではコストマネジメント・建築積算に関する学校教育を支援する体制を整備し、各学校に兼任講師の推薦（派遣講師）を行ってまいりました。また、講座修了者が試験に合格し登録することにより、在学中において「建築積算士補」の協会認定資格を取得できる制度を構築いたしました。

現在61校で「建築積算」の授業が行われ、2018年度の受講生は3,273名で延べ6,066名の「建築積算士補」が誕生いたしました。今年度は新しく参加する学校も増加が見込まれ、当協会派遣講師の増員が急務となっています。

そこで、当協会「人財バンク」において、今までの経験を生かして社会貢献活動に参画する方を募集いたします。下記募集要項をご確認のうえ、ふるってご応募ください。

募集要項

今回は、関東支部の地域（東京都、千葉、埼玉、神奈川、茨城、群馬、栃木、山梨、新潟、長野）を対象とした募集です。

【応募要件】

- ①（公社）日本建築積算協会正会員（個人および特別会員）であること。
- ② 建築コスト管理士、建築積算士いずれかの資格を保有していること。
- ③ テキスト「建築積算」にもとづき、適切な授業を行える知識・技術を有すること。
- ④ 教育者としての自覚と熱意をもって、行動していただける方。

【補足事項】

- ① 原則として、年齢、性別、学歴は不問ですが、各学校の採用基準がある場合は、それに従うこととなります。
- ② 学校によっては、卒業生（OB）を歓迎することがありますので、参考に「最終学歴（卒業校）」を記入していただきます。
- ③ 講師は、原則として学校と雇用契約を結び職員となりますので（兼任講師）、勤務先の

承諾書が必要となります。

- ④ ボランティアとなっていますが、講師手当（交通費とも）が1回数千円程度（学校により異なりますが）支払われます。これは小額ですが「給与所得」として扱われます。
- ⑤ 当協会として「標準シラバス（授業計画）」を用意しますが、授業時間、授業回数は学校により異なりますので、これを包含した形で各自オリジナルなシラバスを作成する必要があります。この様な授業あるいはサブテキスト等のご相談につきましては、当協会がサポートいたします。
- ⑥ 対象となる学校は、大学、短大、高専、高校、専門学校等です。基本的に、所属支部の管轄地域に所在する学校を担当していただきます。
- ⑦ 授業時期は、基本的に来年度4月以降となります。一般的には前期（4月～7月頃）、後期（9月後半～1月頃）で、取得単位数は2単位といったところですが、学校によって異なる場合もあります。

【応募方法】

- ① 当協会ホームページの「人財バンク」コーナーに申込用エントリーシートがありますので、ダウンロードのうえ、エクセルデータに必要事項を入力いただき、所定の協会本部メールアドレス(hp@bsij.or.jp)あてに(エクセルデータを添付のうえ)送付してください。

【審査方法】

- ① 当協会本部において、書類内容の確認を行います。
- ② 当協会当該支部において、書類審査および面接を行います。
- ③ ご希望に沿わず、「人財バンク」に登録されないこともあります。
- ④ 採否決定の審査内容は公表いたしません。
- ⑤ 「人財バンク」に登録された場合は、条件が適合する学校からの講師推薦依頼を待つこととなります。

【派遣講師への流れ】

★ **兼任講師は正規の学校職員であり、専任の教員と同様に『教育者』となります。**

- ① 学校から講師派遣の要請が、各支部に届きます。
- ② 当該支部では、支部所属の「人財バンク」登録者から候補者を選定し、ご本人と承諾の打合せを行います。条件が折り合えば、学校側に通知し、所定の手続きに入ります。
- ③ 学校によっては、学術活動経歴や論文あるいは著作実績を問う場合もありますが、これらの条件面については協会側で折衝します。また、定年制による年齢制限あるいはまれに学歴要件がでる場合もありますので、ご了解ください。
- ④ 講師は、原則として学校と雇用契約を結び職員となります。学校側がこのルールを外すことがあった場合は、認定校を取り消すことがありますので、至急ご連絡いただきます。
- ⑤ また、講師手当が些少ですが支給されます。ただし基本はボランティアですので、学校

と金額交渉はできません。特段の事情により、何らかの費用負担が発生した場合は、当協会が負担することもあります。

- ⑥ 授業内容、学校の単位認定試験（問題作成、採点）については各学校の規程によります。また試験は、講師としての業務に含まれます。
- ⑦ 授業の単位取得者あるいは（時期的な理由で）単位取得が確実と思われる（既に学校の採点が終わり、点数が明らかな場合）学生は、「建築積算士補」試験が受けられます。
- ⑧ 試験日は学校の授業日程との調整となりますので、ご確認のうえ、協会にご連絡いただきます。また、受験希望者のリストを協会あて送付していただきますと、試験問題が送られてきます。
- ⑨ 試験については、時間中の監督をしていただき、解答を回収のうえ、協会に送付していただきます。採点は協会で行い、合格者リストを学校と講師に送付します。また合格者本人あてにも送付されます。「建築積算士補」の登録については、学生本人が行います。
- ⑩ 試験成績優秀者には、表彰制度があります。

★ 「人財バンク運営規定」ならびに「建築積算士補認定事業規程」がホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

以上

（参考） 「建築積算」標準シラバス例

講義概要

私たちは「もの」や「サービス」を手に入れようとすると、一般的には「お金」を払わなければなりません。そして「財布の中味」は限られていることから、適正な価格でより良いものを手に入れようと努力します。

建築プロジェクトにおいても、同様に事業における経済的合理性、つまり、適正な価格で高品質な建物を手に入れることが発注者にとって、あるいは資金提供者等にとっても最大の関心事となっています。いくら良いデザインであっても、経済的に成り立たない設計は、発注者側に受け入れられません。

このような要求にこたえるため、事業企画段階から設計段階、あるいは施工段階において、コストと建物品質との整合性を確保していく一連のプロセス「コストマネジメント」が重要視されるようになってきました。コストマネジメントは「積算」という技術で支えられています。積算とは、設計図書にもとづき、建築物のコストを算定する技術であり、広義においては、コストマネジメント全体を包含しているものです。

本講座では、建設産業界の各分野（設計・施工・CM・行政・メーカー等）の技術者を目指す学生諸君のために、「建築積算」に関する知識と「建築生産」全般にまたがる知識を提供します。実社会において最も重視される、経済行為に関する基本的な知識を身につけ、今後大いに活躍していただくことを期待しています。

- **授業計画** （公社）日本建築積算協会発行の「建築積算」を教科書として使用する。「 」内は、教科書「建築積算」の章番号

- 【第 1回】建築積算とは「1」、建築生産プロセスの概要と建築積算「2」、入札とは「3」
- 【第 2回】積算業務の概要「4」、設計図書とは「5」工事費の構成「6」
- 【第 3回】建築コストにおける数量と単価「7」、内訳書とは「8」、建築数量積算基準「9」
- 【第 4回】実習、数量の計測・計算（土工）「10」
- 【第 5回】実習、数量の計測・計算（躯体）「12」独立基礎、布基礎、基礎柱、基礎梁、柱
- 【第 6回】実習、数量の計測・計算（躯体）「12」大梁、小梁、床板、壁
- 【第 7回】実習、数量の計測・計算（仕上）「14」内部仕上
- 【第 8回】仮設工事の積算「17」、設備工事の積算「18」
建築積算の応用分野「19」LCC、VE、概算

標準シラバス【授業時間90分で12回の時間割の例】

- **授業計画** （公社）日本建築積算協会発行の「建築積算」を教科書として使用する。
「 」内は、教科書「建築積算」の章番号

- 【第1回】 建築積算とは「1」、建築生産プロセスの概要と建築積算「2」、入札とは「3」
【第2回】 積算業務の概要「4」、設計図書とは「5」 工事費の構成「6」
【第3回】 建築コストにおける数量と単価「7」、内訳書とは「8」、建築数量積算基準「9」
【第4回】 実習、数量の計測・計算（土工）「10」
【第5回】 実習、数量の計測・計算（躯体）「12」 独立基礎、布基礎、基礎柱、基礎梁、柱
【第6回】 実習、数量の計測・計算（躯体）「12」 大梁、小梁、床板、壁
【第7回】 実習、数量の計測・計算（仕上）「14」 内部仕上
【第8回】 仮設工事の積算「17」、設備工事の積算「18」、建築積算の応用分野「19」
LCC、VE、概算

【第1回】～【第8回】 建築積算士補受験対象授業

- 【第9回】 実習、数量の計測・計算（地業）「11」
【第10回】 実習、数量の計測・計算（仕上）「14」 外部仕上
【第11回】 実習、数量の計測・計算（鉄骨）「13」
【第12回】 実習、数量の計測・計算（開口部）「15」、（間仕切下地）「16」

説明

- ① 本シラバスは、大学等における半期2単位の授業で、1回当たり90分（1時間30分）を想定している。
- ② 大学等において、2単位の総授業回数を15回で1回当たり90分（1時間30分）と定めている場合、標準シラバスの【第1回】から【第8回】まで（延720分）を下限とし、必要に応じて適切に内容を追加することとする。標準シラバスの【第9回】から【第12回】はその一例である。
- ③ 大学等において、2単位の総授業回数を14回で1回当たり100分（1時間40分）と定めている場合、対象授業数7回（延700分）を下限とし、標準シラバスの【第1回】から【第8回】までの内容を含むものとする。
- ④ 1回当たりの授業時間が②および③以外の場合は、延700分を下限として、標準シラバスの【第1回】から【第8回】までの内容を含むものとする。
- ⑤ 標準シラバスの【第1回】から【第8回】は、建築積算士補の試験範囲に対応した内容となっている。
- ⑥ 必要に応じて、サブテキストを使用する。（公社）日本建築積算協会の「建築積算士ガイドブック」および「建築コスト管理士ガイドブック」が参考となる。